

八戸工業大学研究倫理委員会規程

制定 平成29年1月19日(教授会)

(工学研究科委員会)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、八戸工業大学研究活動における不正行為の防止及び不正行為への対応に関する規程第9条に基づき、八戸工業大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 研究活動における不正行為の防止及び対応に関する事項
- 二 研究倫理についての研修の企画及び実施に関する事項
- 三 研究倫理についての情報の収集及び周知に関する事項
- 四 その他研究倫理に関する事項

(組 織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
 - 二 副学長
 - 三 学長補佐
 - 四 社会連携学術推進室長
 - 五 基礎教育研究センター長
 - 六 研究科長
 - 七 学部長
 - 八 事務部長
 - 九 学務部長
 - 十 入試部長
 - 十一 専攻主任
 - 十二 学科長
 - 十三 研究所長
 - 十四 図書館長
 - 十五 工作技術センター所長
 - 十六 その他学長が必要と認めた者
- 2 委員会に、研究倫理に関する専門的事項について意見を聴くため、専門委員を置くことができる。
 - 3 専門委員は、研究倫理に関する学内外の者をもって充て、学長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会は、構成員の過半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員（専門委員を除く）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第 6 条 任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(関係教職員の出席)

第 7 条 委員長は、必要に応じ、委員会に関係教職員を出席させることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、社会連携学術推進室において処理する。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることが出来る。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、教授会及び工学研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成29年3月30日から施行する。